３　都道府県知事は、前項の報告を受けた場合において、第一項各号に該当することを確認したときは、様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは、様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

４　経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（確認の取消し等）

第十九条　都道府県知事は、第十七条第一項第一号又は第二号の確認（第十八条第一項から第四項までの規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があった場合にあっては、変更又は報告後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一・二　［略］

三　第三項の申請があったとき。

２　都道府県知事は、第十七条第一項第三号の確認（第十八条第七項又は第八項の変更があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた個人である中小企業者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一～三　［略］

３～５　［略］

第二十条・第二十一条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第九、様式第十一、様式第十七の三、様式第二十、様式第二十の二、様式第二十の三、様式第二十の四、様式第二十の五、様式第二十の六、様式第二十の七、様式第二十の八、様式第二十の九、様式第二十の十、様式第二十二、様式第二十三を次のように改める。

（確認の取消し等）

第十九条　都道府県知事は、第十七条第一項第一号又は第二号の確認（前条第一項から第四項までの変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一・二　［略］

三　次項の申請があったとき。

２　都道府県知事は、第十七条第一項第三号の確認（前条第七項又は第八項の変更があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた個人である中小企業者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一～三　［略］

３～５　［略］

第二十条・第二十一条　［略］

様式第９

認定書

番　　号
年　月　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名

殿

都道府県知事　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の下記の規定による　　年　　月　　日付けの別添の認定の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項の認定をします。

記

申請の種別と認定をした者の氏名について

申請の種別	□施行規則第７条第１項の規定による申請（金融支援） □施行規則第７条第２項の規定による申請（第一種特別贈与認定中小企業者） □施行規則第７条第３項の規定による申請（第一種特別相続認定中小企業者） □施行規則第７条第６項の規定による申請（第一種特例贈与認定中小企業者） □施行規則第７条第７項の規定による申請（第一種特例相続認定中小企業者） □施行規則第７条第10項の規定による申請（第一種贈与認定個人事業者） □施行規則第７条第11項の規定による申請（第一種相続認定個人事業者） □施行規則第７条第４項の規定による申請（第二種特別贈与認定中小企業者） □施行規則第７条第５項の規定による申請（第二種特別相続認定中小企業者） □施行規則第７条第８項の規定による申請（第二種特例贈与認定中小企業者） □施行規則第７条第９項の規定による申請（第二種特例相続認定中小企業者） □施行規則第７条第12項の規定による申請（第二種贈与認定個人事業者） □施行規則第７条第13項の規定による申請（第二種相続認定個人事業者）
認定をした　□贈与者　□被相続人　の氏名 認定をした　□受贈者　□相続人　の氏名	